



市町村森林整備計画概要図【八街市】①

(凡例)

市町村界		国道	
J R		県道	
		保安林・他法令による地区指定	

民有林、森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（伐期の延長を推進すべき森林）

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（複層林施業を推進すべき森林）

(注) 「複層林施業を推進すべき森林」のうち、「15ろ～ほ、16は・ほ、17い～ち、19い～と、20い」は「択伐による複層林施業を推進すべき森林」とする。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号:平30情使、第1-022号)